

## 医療機関の皆様へのお願い

### ○ A水準を予定している医療機関は、特定労務管理対象機関の申請の必要性について、改めて、自己点検をお願いします。

- ・ A水準を予定し、現在、宿日直許可の取得に向けた準備を進められている医療機関におかれては、許可が取得できなかった場合の医師の労働時間を確認の上、特定労務管理対象機関の申請の必要性について、改めて、ご点検ください。

### ○ 特例水準の適用を予定している医療機関は、追加的健康確保措置のシミュレーションの実施をお願いします。

- ・ 特定労務管理対象機関の申請を予定している医療機関におかれては、実際に勤務計画を作成することとなった段階で、診療機能を縮小しなければシフトが組めないといったことが生じないように、勤務間インターバルを前提とした勤務計画を作成の上、円滑に動くかどうかのシミュレーションの実施をご検討ください。

### ○ 特定労務管理対象機関の指定に向け早期の準備をお願いします。

- ・ 医療機関勤務環境評価センターの評価については、現時点でも、必要書類を提出してから評価結果が通知されるまで、最低4か月を要するとされていますが、今後、評価受審が集中した場合、さらに時間を要することが懸念されますので、早期の評価受審に向け、宿日直許可の取得や医師労働時間短縮計画の策定など、準備を進めていただくようお願いします。